

“裁判員ACT” 2016年度

連続セミナー 講演録

裁判員裁判から見えてくる 社会的孤立とその課題

社会福祉法人 大阪ボランティア協会

“裁判員ACT” 裁判への市民参加を進める会

社会福祉法人 大阪ボランティア協会の「“裁判員ACT” 裁判への市民参加を進める会」は、これまで「裁判員制度」を入口として、市民が司法の様々な問題について考える場を提供してきました。今までお話を聞いてきた裁判員経験者が裁判に関わった感想を述べる際に口をそろえるのは、「犯罪は、そもそもなぜ起きてしまうのか」、「犯罪者とされた人は裁判の後はどうなるのか、どのように社会復帰していくのか」というような疑問でした。

そこで2016年度は“裁判員ACT”初めての試みとして、それらの疑問を掘り下げて考える連続セミナーを企画し、それを通じて、実際に起こった事件等から犯罪の原因がどのようなものなのかを掘り下げ、犯罪が行われてしまった後に社会の側がどのように取り組むべきなのか、という課題について様々な視点から考えたいと思いました。

本書は、その3回にわたるセミナーの講演を記録したものです。(本書への収録にあたってむ講師による補筆が一部あります。文責：“裁判員ACT”)

“裁判員ACT” 2016年度 連続セミナー 講演録

裁判員裁判から見えてくる社会的孤立とその課題

《もくじ》

- 〔第1回〕 彼はどのように罪を犯してしまったのか ～社会的孤立と刑事司法～
辻川圭乃（大阪弁護士会）〔2016年6月19日〕(P4～)
- 〔第2回〕 彼は社会に出たあとどうしているのか ～出所者雇用の取組み～
岡本昌宏（セリエ・コーポレーション社長）〔2016年8月21日〕(P12～)
- 〔第3回〕 彼はどのように裁かれたのか ～裁判員裁判から見えてくる社会的孤立～
池田直樹（大阪弁護士会）〔2016年10月23日〕(P23～)

〔第1回:2016年6月19日〕

彼はどうして罪を犯してしまったのか

～社会的孤立と刑事司法～

辻川 圭乃

みなさん、こんにちは。今ご紹介いただきました弁護士のは辻川です。裁判員裁判の弁護をやっています。もちろん、それ以外もやっていますが。

裁判員裁判の対象は重大犯罪、現住建造物放火、殺人、強盗致傷というわりと重い犯罪になります。障害のある人が軽微な万引き無銭飲食を繰り返しているということがあるので、あまり裁判員裁判は関係ないと思うかもしれないけど、そうでもないのです。

私に関わった、障害のある人が被告の事件について今日お話しさせていただきます。その背景に何があるのかを知っていただけたらと思います。

接見で知的障害が判明

1つ目の事例が、現住建造物等放火未遂です。被告はAさん。30歳代の療育手帳B1所持者ですが、当初、その手帳は持っておられなかった。捕まった時は「てんかん」で精神障害者手帳を持っていたが、それ以外の障害は気づかれずで。その人の弁護人になって、接見していろいろ聞いてみると知的障害が疑われ、勾留中に手帳を取ったケースです。

イライラして放火未遂事件に

事案の概要は、自宅でイライラしたので台所のコンロの上に、お母さんが

マットの代わりに敷いていて少し湿っていた新聞紙を置き、コンロをカチャカチャとしたが、壊れていたのか電池が切れていたのか、火がつかなかった。火がつかなかったなあ、と隣の部屋でふて寝をしていたら、新聞紙が燃えて、ちょこっとだけど、台所の下流しの扉が焦げた事件です。

厳密に言うと、家の構造物に火が移ってしまおうと現住建造物等放火既遂になってしまうが、扉だったので未遂。それでも、裁判員裁判になる。

でも、この人、どうして家の中のコンロで新聞紙に火をつけようと思ったのか。通常ちょっと考えられない。なぜそういうことをしたのか。もし燃え移ってしまったら、団地だし、ほかに人がたくさんいるし、おおごとになってしまう。人が亡くなるかもしれない。重大な犯罪になる。どうしてそのようなことをしたのか不可解でした。

なぜ火をつけたのか

その団地にお母さんと二人暮らし。日曜日、犯行があったのは昼過ぎ。お母さんはそのとき、日曜日だけど仕事があって、部屋にはその人しかいなかった。彼は、てんかんはあったが、それだけと思われていて、一応、仕事をして生活するため、高校卒業後に何回か就職した。が、職場のなかでいじめ

にあい、長続きせず、辞めるということを繰り返していた。

あるとき、まだ当時、お父さんも一緒に暮らしていて、お父さんが診断に連れて行って、てんかんがあると分かった。手帳が取れ年金ももらえた。年金をもらい、てんかんは精神障害者の手帳なので、そういう、福祉的なケア、デイケアを受けたが「ちょっと違うかな」と思った。周りの人となじめない。それとは違うかなということで、それも行けなかった。

我慢できない騒音

結局、仕事も行けない、デイケアセンターもちょっと合わないということで外には行かず、ずっと家にいた。自宅にいたところ、団地の隣のビルが朝から晩まで凄い騒音で解体工事をしていて。その障害の特性で、聴覚が過敏だった。それでなくてもうるさい解体工事の騒音が我慢できなかった。うるさいから、耳栓をし、一生懸命防衛していた。土曜日まで解体工事があったが、日曜日は工事をしないという約束だったので、土曜日は耳栓をせずに寝た。

そしたら、朝起きたらすごい騒音が、声がした。団地の前に公園があり、小学校の野球大会をしていた。せっかくの日曜日、解体工事もないし寝られると思っていたのに、子供の声がするわけです。これも人によって個人差があるけど、彼にとっては、すごくうるさい耐えられない音と思った。毎日毎日、月曜から土曜日まで、それも1週間ではなく2か月くらい続いていたので、すごく悩んでいた。

そういうことがあったので、もうやめてほしい、子供の歓声やめてくれと、グラウンドに行った。「子供の大会、それくらい、我慢したらどうだ」と思われるかもしれないけど、彼はかなり行き詰まっていたので、文句を言いに行った。

誰にも相手にされず…

けど、言いに来られても野球を主催している人は困るし相手にされなかった。彼は帰って110番して警察に話し騒音を止めてくれと言ったけど、警察も電話されても困る。「そうは言っても」となだめられ、やっぱり相手にされなかった。

でも彼としては、耐えられない。それでベランダから何か、ゴミなどを投げた。そしてうつぶんを晴らしていた。そしたら隣人から110番が入り警察へ通報された、投げている人がいると。彼は投げたけど気持ちが収まらず、台所へ行って新聞紙に火をつけようとカチャカチャとした。火を見たら落ち着くのかどうか、そこはわからない。投げている段階で、すでにかなり切羽詰まっていたのだろうと思う。

うつぶん晴らしで、火がつく

そういう形でつけようとしたけど、火もつかない。コンロもつかない。誰も何も聞いてくれない、と思って、ふて寝していた。ところが、隣で寝ていたら、つかなかったと思ったが、実は火がついていた。湿った新聞は、じわっと広がって最後にポッと火がついた。新聞紙に燃え上がり、上に飛んだ。そして下へ落ちて流しの扉を焦が

した。結構大きい火になっていたようだが、通報を受けてやってきたお巡りさんが偶然、火を見つけ、火を消してくれた。もしお巡りさんが来なかったら、彼もけがをしたか、もしくは、ケガでは済まなかったかも。他の部屋もおおごとになっていたかもしれない。

警察は「未必の故意」の調書

罪名を聞いたら、現住建造物等放火といったら結構大きな事件だと思われるかもしれない。実際は、彼は新聞紙に火をつけようとした。火をつけることによって、「火をつけたら家が燃えて他の部屋の人にも危害が及ぶ」と、そこまで思いがあったかどうか、ということだが、そのへんが難しい。知的障害があると先の見通しが難しいということがある。

しかし、捜査の段階で、きっちり、「火がついたら他へも被害が及ぶと思ったけど、まあ、いいや」と思ったという未必の故意となる調書が取られていた。本当にそこまで思っていたのか判断が難しい。

ただ、他の住人からしたら、障害の有無と放火は関係ない。野原の一軒家に住んでいるわけではなく街の中に住んでいる以上は、そういうことに気を付けないといけない、と当然わかっていないといけない。しかし、それが本当にわかっていたのかといえば、そのあたりは疑問が残る。

障害に対し適切な支援なく

つまり、彼の障害については、てんかんだけと思われていた。お母さんも別に住んでいるお父さんもそう思っ

ていた。そのあたりのところ、ケアができなかった。それともう一つ、彼に対する適切な支援がなかったので、一日することもなく家にいた。家にいたら騒音がうるさかった。確かにうるさいですね。

最終的には彼の場合は、判決としては懲役3年、執行猶予が5年。ぎりぎり執行猶予が付く刑になりました。ただ、執行猶予がぎりぎり付いたけど、彼がやったことはそこまで重いことだったのか、ということはありません。その辺を裁判員にわかっていたかどうか、ということが、非常に苦労しました。

障害を理解する裁判員も

知的障害ということを理解していただいている裁判員だったら、そのあたりは「火遊び」なんですよ。火遊びの延長線上。子供でしたら火をつけてしまうということがありますよね。その延長線上なんですよ。30歳過ぎた人は小さい子とは違う。それに対しては、小さい子なら、誰か、親が気を付けるということがある。

だから、なかなか理解してもらえない難しいところがある。知的障害がわかっている人なら、「そうこともあるかな」と思ってもらえたのではないかな。評議内容はわからないが結果的には執行猶予が付いたので、そのあたり、わかっている人もいたのかなと思う。

裁判員からの質問で、この裁判員は障害がわかっているなという人か、わかっていないなという人が、被告に対する質問で分かった。この裁判ではわかっている人が2人くらいいた。だから執行猶予が付いたのかなと思った。

保釈まで1年8か月も勾留

この人の場合、捕まって直ぐ勾留されました。裁判員裁判になったので、結局、勾留期間はすごく長くなった。通常裁判なら裁判が終わるまで2、3か月だが、裁判員裁判になったので、2年以上かかった。

起訴されたら保釈できるので、すぐに「お父さんが監督する」ということで申請したが、裁判所としては「お父さんでは監督できない」と保釈を認めてくれなかった。

次に、手帳を申請し療育手帳を取っ

たので、「一時的に福祉施設にショートで入るから」ということで保釈申請したけど、それも駄目と却下されて。

3回目は「精神科の病院に入院します」ということで申請したけど駄目。裁判員裁判の日程が全部決まって、4回目の申請で保釈が、やっと決まった。

ここまで1年8か月もかかり、その間ずっと勾留された。結局、障害がなかったら、もっと早く保釈を認めてくれたのだろうと思う。執行猶予が付いたけど、1年8か月勾留された。その間の勾留は、懲役1年8か月の実刑判決とあまり代わらないと思う。

「自殺して息子も」と殺人未遂

次の事件の被告は女性で50歳代。息子20歳代と二人暮らしだった。自身の身体の不調から将来を悲観して自殺しようとしたが、息子を残してはいけなかったと思った。息子は何の障害もなく健康状態も良く、アルバイト生活だが一人でちゃんと暮らしている人だった。なのに、「息子を残してはいけなかった」と思い、息子がアルバイトに行こうと朝、玄関で靴をはいているときに、後ろから息子の頭をたたいた。息子はびっくりして逃げたが、頭を縫う全治2週間くらいのケガをした。

頭を金づちでたたいたので、殺人未遂ということで裁判員裁判になった。なぜ障害もない成人もしている息子を道連れにしようと思ったのかが解せないところでした。彼女も精神障害者手帳を持っていたわけではない。どうしてそういうことをしようとした

のかを聞いてみると、まあ、彼女も外に出られない引きこもり状況にあった。

強迫性障害があって、いろいろなところを触れないということがあって、外に出ることができず引きこもっていた。それで生活が困窮して、家賃を滞納していて、家を追い出される通知が来ていた。「あと1週間後に家賃を払わなかったら出て行ってください」となっていた。その手紙を受け取って2、3日悩んでいた。

強迫性障害で働けず生活苦

犯行があったのは、ちょうど最後の期限の前日。家を出ないといけない。水道・ガス代を払うお金がない。それまでは実家からの送金があった。実家は割と裕福だったが、あるとき、お父さんに成年後見人が付いた。それまでお父さんは何やかんや文句を言いながらもお金を送ってくれていた。

成年後見人からは、お金を送る代わりに「生活費について話をしたい」と手紙が来ていた。相談したらお金もらえたかもしれないけど、他人である後見人には相談できなかったということがあった。

SOSを出せない障害者

「誰にも相談できない」というのは、障害特性のひとつで、SOSを出せない。追い詰められて、「何もかも終わりだ」と、「明日出て行けと言われているし、水道・ガスも止められ、実家にも戻れず、成年後見人とも話しできず…」の状況だった。

実家は少し離れたところにあったが、ちょうどそのとき、実家のところで地震があった。テレビを見ていると、地震があり、実家宅のすぐ近くに亀裂が入り潰れているのが映っていた。「実家もダメだ、死ぬしかない」と思い詰めてしまった。その結果、息子を残してはいけないと思ってしまった、追い詰められていた。

正常にというか、普通に考えれば、息子は20歳過ぎていて一人で立派に生きていける。でも、そう考えられないということには鬱病の影響があった。「死にたい、死にたい」という思いがあり、視野が狭まり「息子を一人残してはいけない」となった。

事件により福祉につながる

30年ひきこもり、姉を殺害

3つ目の事件は殺人事件で、被告は

このあと、裁判が始まった後に、地域生活自立支援センターの相談員である精神保健福祉士さんにつないでもらって、一旦、精神科病院に一時入院となった。その間に生活保護受給手続きや精神障害者手帳の申請をした。それから、今までと別の所に家を借りて、生活保護で一人暮らしをし、息子さんとは離れて生活することになった。

障害への支援で生活保護・病院に

裁判員裁判で、この方も執行猶予が付いたという事案です。本当は最初の生活の困窮のところで相談が入っていれば、生活保護という話もあっただろうし、鬱症状についても病院へ行ってお薬をもらおうということもできたはずだ。それができなかった。誰にも相談できずに、こういう事件になってしまったのではないかと。事件を起こしたことをきっかけに福祉につながり生活保護や病院につながった。今はそれから5年以上たつが何事もなく一人暮らしをしている。

先ほどの現住建造物等放火の彼も、逮捕・勾留されてから、療育手帳から福祉につながった。当初は知的障害があることがわからなかったのも、精神障害だけの支援だったが、それだけではなく、知的障害への支援を受けるようになり、今は就労支援を受けながらグループホームで彼も暮らしている。

Cさん。アスペルガー症候群のこの方も事件を起こすまで、その障害が全くわからなかった。30年引きこもって

いたが、被告男性のことを心配して訪れた姉に包丁を突き刺し殺害した。

小学3年のときにいじめを受けて、5年生頃から不登校になった。5年生で引きこもってから、この事件を起こすまで、ずっと引きこもったままだった。19歳ごろからは外にも一歩も出ていない。そういう形で生きていた。

ただ、彼も中学生に上がる頃、親に「小学校に行けないのは、いじめを受けた子がいるから、中学も同じ校区なら行けないが、違う校区ならと行けるのではないか。違う校区へ引っ越ししてほしい」とお願いした。

しかし、その話をしているとき、ちょうどお姉さんの関係で引っ越しができなくなった。別にお姉さんが邪魔したわけではないが、ちょうど巡り合わせで引っ越しができなかった。ところが、彼はお姉さんが引っ越しを邪魔したと思った。

いじめで学校に行けず

10代中頃、今度は、違う場所、誰も知らない遠い場所での一人暮らしを周りに頼んだ。「誰も知らない遠い場所で生活したい」のが本心だったが、お姉さん経由で親に言ってもらったところ、誰も知らない遠い場所というところが伝わらなかった。

結局、親が近い所で部屋を借りてくれたが、家賃が高い部屋は借りられないので、安普請の文化住宅で隣の音が丸聞こえ。彼も感覚障害があり、音に対する聴覚過敏な彼は耐えられずに1日で帰って来てしまった。

あんなに「遠い場所」と希望したのに、「あんなに近く、しかもうるさい

部屋だったのは、お姉さんのせいだ」と思ってしまった。

20代の中頃にお父さんが亡くなり、お母さんと二人暮らしになる。「自分の人生は何なんだ」と、「外には出られない、遠くへ引っ越しもできない。ここにいるしかないのか…」と自殺を考えるようになった20代半ば。引きこもってから10年以上の時間が流れていた。

精神鑑定で障害が判明

彼の障害は、精神鑑定の結果アスペルガーと診断されたが、その当時、今から30年以上前は、発達障害が診断されていない時代である。不登校の頃も、そんなに社会的に不登校があったわけではないので、障害があることがわからなかった。事件があつて初めて診断された。

ずっと引きこもっていたことで支援が届かなかつたために二次障害が起きた。強迫性障害が起きた。強迫性障害のために、他人の入ったお風呂に入れない。入浴中に体を長時間洗わないといけない。2時間も3時間もお風呂に入っていたこともある。

それから、テレビをみていないときに内容がわからなくなるのが凄く不安で、本当は見ないのに録画をしたビデオテープがたくさんあつたらしい。雑誌は一度読めばもう読まないのに捨てられず、部屋は雑誌だらけ。

電車にも乗るのは怖い。小学生時代の友達に会うのが怖くて外にも出られない。感覚過敏で、話し言葉、近隣の音も気になる。嗅覚も過敏だった。触覚も、人の皮膚感覚が苦手な

い感覚過敏。

お姉さんともお母さんとも「口でしゃべる」ということがだんだんできなくなり、後の方は筆談で、書いたものを置いとく、となった。

20代中頃、自殺を考え、二次障害として鬱もあって、自殺を考えるようになった。自殺するためには身边をきれいにしないといけない。部屋中にあった録画テープをまず整理しようと、テープを引っ張って小さく切って、すべてトイレで流した。雑誌も小さく切ってトイレに流した。ゴミ出しできないので、詰まらないように小さく切った。全部流すのに10年ほどかかった。

事件時、彼の部屋は何にもなかった。雑誌とかビデオテープも何もなく、きれいな生活感がない部屋になっていた。長い時間をかけて、彼は部屋をきれいにして、死ぬための準備をしていたのである。

30代半ばでお姉さんにパソコンを希望した。自殺する方法はどういう方法があるのか、あまりしんどいのは嫌だったのかもしれない。当時、薬品と薬品を合わせて硫化ガスか何かを出して死ぬ方法があったそうで、それを調べようとしてパソコンを頼んだ。

障害を理解しない姉に恨み

そしたらお姉さんは中古のパソコンを買ってくれた。当時パソコンは高かった。彼は強迫性障害があり、中古なんて触れない。お姉さんとしたら「良かれ」と思って買ってくれたけど、お姉さんはわざと自分が触れないものを買って与えたんだと恨みを募らせた。インターネットにつなげるにもプ

ロバイダー契約をしないといけないが、それがわからず、つながらず壊れていると思い、お姉さんに恨みを募らせた。

結局、お母さんに暴力をふるい、お母さんを一時保護させ、お姉さんに生活用品を届けるよう仕向けた。彼は自殺をしようと雑誌やテープを処分し綺麗にしたのと同じように、後顧の憂いがないようにしたいと思った。

小学校・中学校に上がる頃からの恨み、「お姉さんのせいで転校も引っ越しもできなかった、自殺しようと思って調べようと思ったけど中古のパソコンを持ってくるし、後顧の憂いをなくすため、お姉さんを残しておけない」と思った。

自殺しても姉を残せないと思い

それでも彼は、どうしようか悩んだ。犯行に至るまで、なんか直ぐ決めて犯行したようなイメージがあるかもしれないが、実際は逡巡して「どうしようか」と思った。

以前、姉が生活用品を置いていたとき、「自立するよう、生活保護も相談するように」と、姉が置手紙を置いていた。「これが最後」と書かれていた。だから「これが最後だ」と思い、「やるしかない」と犯行に及んだ。

なぜ、こんなことをしたのか

もちろん、被害者のお姉さんにしてみれば何の落ち度もない。命が奪われて良いわけではないし、彼がやったことは許されることではなく罰せられることだ。だが、なぜこのようなことをしたのか。

そのあたりには、障害が影響している。これは斟酌されないといけない。通常は 30 年も恨みを持ち続けるということはない。誤解が誤解を呼んだのは彼に障害があったからだ。障害があるから、まける、刑を軽くするということではない。

ただ、障害があることで重くしないしてほしいと思う。その辺を裁判員の方には、わかってもらいたい。

----- 何かの被害にあっている障害者

最初の事件でも彼が引きこもりに至るまでに、いじめにあっている。仕事ができなくなったのも、そう。この事件ではなく別の事件でも、そういう悪質商法にだまされたり、金銭詐欺に引っ掛かって数百万円とられた人もいた。私が弁護した中では、障害者は 100% 何らかの被害にあっている。いじめ虐待、消費者被害、そういう被害にあっていない人はいない。

しかし、障害がある人が被害にあうと必ずこういう事件を起こすということではない。それは違うが、こういう事件を起こす人は必ず、そういう被害にあっている。普通、被害にあったら訴え出るが、彼らは自分からは言えず、どんどんどんどん悪い方になってしまうという悪循環になってしまう。

通常は 30 年も我慢できない。他の事件でも詐欺で何百万円もとられていたが、そんな金額になるまで通常は我慢できない。また、職場で壮絶な「いじめ」にあい、手首を 20 数か所切っていたり、ということもあった。

その結果として、その延長線上に多

くの事件がある。最終的に出てきた結果が重大ということはあるが、そこに至るまでの背景を知ってほしい。そういったことも含めて、わかってほしい。

司法と福祉の連携「大阪モデル」

司法と福祉の連携を図る「大阪モデル」とは、大阪弁護士会でやっている取組みです。

障害がある人は自己防衛力が弱いので、自分では障害のことをなかなか言えない。やはり、その辺を本人では語れない。弁護人が保管する必要があるので、特性がよく分かった弁護人が必要だということになった。被疑者に障害があると分かたら、障害がよく分かった弁護士や研修を受けた弁護士を派遣する仕組みを 2011 年から大阪では始めている。

警察、裁判所から当番弁護士の派遣依頼があるが、そこに「障害者手帳を持っている」と書いてあれば障害のことがよく分かった弁護士が接見に行きます。行ったら何をするか。

通常、パンを盗んだら、その原因としては、お腹がすいたとか、お金がないとかだが。その場合は反省をして、「すみませんと、二度としない」と誓う。

ところが、障害がある場合は、その「お腹が空いた。お金がない」事情の裏に、実は搾取されているとか、いじめにあっているということが隠れていることが多い。その場合は、それに対して対処する必要がある。

お金がないなら福祉的な支援をすることで再犯を防ぐことができる。障害がない場合は反省・自省のところで

けでよいが、障害がある人の場合は、裏のところもやる必要がある。つまり、環境調整が重要になる。

福祉的支援で更生へ

ただ、環境調整は弁護士だけではできない。地域生活自立支援センター、社会福祉士会の協力が必要となる。そこで、大阪弁護士会が間に入りマッチングする。

具体的には、個別の弁護士、個別の相談員、社会福祉士の人とをつなぐのが「大阪モデル」の仕組み。あとは、たとえば、弁護士と社会福祉士が同行接見して、犯行の背景を社会福祉士がアセスメントして福祉につなぐ更生プログラムを作っていく。その結果、それで起訴猶予や執行猶予になれば、地域に戻る。そういうことをやっています。

■大阪ボランティア協会“裁判員ACT”2016年度 連続セミナー

〔第2回：2016年8月21日〕

彼は社会に出たあとどうしているのか

～出所者雇用の取組み～

岡本 昌宏

みなさんこんにちは。セリエ・コーポレーションの岡本と申します。

横須賀で建設業、とび職の会社を運営しながら11年前から児童養護施設、少年院、刑務所に行って、そこへ行って帰る子に、仕事、住まい、親代わり3点セットで受け入れをしてきました。今日の「～出所者雇用の取組み～」というところですが、司法以外の児童福祉対象のかたも受け入れしていて、そこに関してもお話ししていきたい。1時間、よろしくお願ひします。

今日のきっかけですが、大阪ボランティア協会の川畑様、笹倉様から2月ごろお声掛けいただいて。本当に楽しみにしていました。笹倉さんは熱中症とのことで本日欠席されているけど、大丈夫ですか。今朝、新横浜から新幹線で来ました。新大阪で新幹線を降りると、4、5℃は違いますね。そりゃ、倒れるな。私も汗だくで来ました。

今日は、この講話が終わって懇親会が終わったら、また横須賀に戻って。

私は現役のとび職人なので、今でも作業着を着てヘルメットかぶって若い子たちと稼いでいるので、明日も現場です。とび職人なので話も軽めでいきたいです。

私は超アナログ人間なので紙の資料をお配りし、事務局の方がパワーポイント（パワポ）を用意してくれました。これでアナログと両方で進めます。

まず、資料の2ページ目「セリエ11年間の雇い入れ状況」で、セリエは鳶

の会社で 11 年間、今までどういう取り組みをしてきたか、が今日のメインの話です。

セリエ 11 年間の雇入れ状況

雇入れ先が司法では少年院、鑑別所、刑務所。その上に書いた児童福祉では児童相談所一時保護所、自立援助ホーム、児童養護施設…ここにいる子は高校を中退すると施設を出ないといけないという現実を 11 年前に知りました。

既に鳶の会社はスタートしていたので、何か社会に役立つことはできないかと考えたら仕事、住まい、親の 3 点セットで受け入れできるなと思い、神奈川県内の児童養護施設に話をしに行きました。

そしたら、高校中退して住まい付きの職場を探している子が 2.3 人いた。じゃあ、喜んで、もし鳶で良ければ、と受け入れした。神奈川県内の 2 か所。毎年 2, 3 名ずつ。年齢は 15 歳、16、17 歳、本当に子供です。受け入れするに当たって、「神奈川県内で横須賀にこういう人がいる」とロコミで広がりました。

福祉施設・少年院等から受入れ

養護施設から横浜一時保護所は、家に帰れない、親がいても帰ったら虐待される子。両親ともいるけど 2 人とも刑務所に入っていて頼る親類がほとんどいない、そういう子を受け入れた。11 年間トータルで児童福祉対象の子を 24 名。

下にした司法ですが、2009 年に全国就労支援機構発足で、保護観察の、

機構スタートのときに「協力雇用主になってほしい」とのことで 2009 年から少年院、鑑別所、刑務所からも受け入れすることになりました。3 点セットで雇入れ。44 名。もう 3 人ほど増えている。

増えているんですけど、続かない。やっぱり継続が難しい。離職までの期間が 1 日から、続いた子でも 2 年。今一人だけ 10 か月無遅刻無欠勤。この 8 月で 1 年半ですが 22 歳、頑張っています。

短期間で離職の原因は

離職原因は人間関係もあるし、仕事がついこともある。鳶は夏暑くて冬寒く、朝が早い。先輩も、もともとやんちゃなんですよ。18 歳が 16 歳の子を連れていく。先輩も指導力なく自分の仕事も一人前でない中、右も左もわからない子を連れて。一緒に連れて行ってなかなかうまくいかない。16、17 歳で、うちに来るときは選択肢がうちにくるしかない。他の選択肢なし。鳶の仕事はわからないけど、と来た子がほとんど。周りの 15、6 歳は学校行ったり、中退しても家がある子は遊んでいるのに、なぜ俺だけ、と続けることは難しい。

児童福祉、司法、両方の子はそうですが、受け入れる段階でお金を持っていない。例えば児童養護施設で高卒までいて、そこから自立という形なら各行政から支援金が出る。そういう枠にはまらない子ばかりだったので皆お金がなく身体だけ。生活していかないといけない、仕事しながらご飯も食べないといけない。寮があるが、一日の

食事の提供ができていなかった。

とにかくお金がかかる受入れ

建設業といったら車で現場に行っている感じだと思うが、セリエでは電車で直行・直帰です。交通費を毎朝3、4,000円渡す、朝4時半か5時に。16、7歳は朝に弱い。一番大きな音の目覚ましを用意し、セットし起きるよう言っても、爆音が鳴っていても目覚ましだけ鳴っていて起きない。

仕事に穴をあけるのはよくないので、確認も含め毎日現金を4,000円。1人分の現金だけで月12万円。その他、作業着や道具にお金かかって、いろいろ持ち出しでやっている現状です。

11年間やってきて、どういう所から受け入れをしたのか、資料の次の3ページ目「施設等受け入れ歴」を見てください。

施設等からの受け入れ歴

平成17年に児童養護施設ですね。児童養護施設の子が続いて、2か月後、3か月後に退社でした。手元の資料で真ん中あたり、平成20年に横須賀刑務所。パワポの青が司法。白が児童福祉対象者です。少年院から受け入れた子は敦賀、茨木農芸、少年院が続きますが。

少年院を出た子は、最初の1か月はビシッとしていて身体も心も固い。何でかなと考えていると、少年院で1年間、そういう歩き方、しゃべり方で、在院者同士でしゃべっちゃいけないから、そういう生活を1年続けていると、最初はカチカチです。2、3か月たつと軟らかくなってきて、身体が柔ら

かくなると、頭と心もなじんでくる。

最初は地元の子が多かった。横須賀、横浜の子。そうすると、1か月目なんとか乗り切って2か月目に、電車で行ったり来たりするので、先輩・後輩にばったりと会う。「どうしてるの」、「仕事している」と言う。なんとなく2、3か月经ち元の友達に会うと、自分の仕事は朝早くで大変だが、友達の話の聞くと…俺も辞めたいな、となる。

借金残して黙っていなくなる

児童福祉の子もそうだったが、借金残したまま黙っていなくなる。受け入れしてるので何とか継続してもらいたい。お金もかかっていますし、どうしたら継続してもらえるのかな、と辞められるたびに、いろいろ考えた。

せっかく再チャレンジの場を提供しているけど、どうしたら続けてもらえるか。地元の子が多いから元に戻りやすい環境かな、という思いに至った。第2のスタートをまったく新しい土地でスタートすれば、先輩・後輩にばったり出くわすことも、帰る家もないので、もうちょっと続くのではと思い、地方に足を延ばして、遠方の子を受け入れました。

遠方の子も地元出身の子で

ところが愛知の子は横須賀出身の子だった。愛知の少年院というと、あの、今は名称が変わりましたが、特別少年院で、有名なのは久里浜、愛知、岡山。相当のワルです。(〇〇組の)構成員になっている子がいっぱい収容されている少年院です。

この子も横須賀の子で構成員だっ

た。やっぱりそういう子は1か月しか続かなかったけど、自分の思いを持っている。1か月やって「社長、やっぱり元の道で行きます」と、「あ、そうか」と言った。彼は珍しい、自分の思いを話しして出ていくのは。目指す道はあまりお勧めしないが、黙っていなくなる子が多い中、珍しい例でした。

岡山少年院は院長から連絡いただいて、面接に行って「やってみたい」ということで、大阪の子だったけど。話を聞いてびっくりだったのは、21歳だったけど中2くらいから、少年院を出たり入ったり。最初の少年院を出ても直ぐ数日で捕まって、奈良を経由して岡山にたどり着いたらしい。ほとんど少年院で育った。でもそうなるくと、誰も引き受け手がいない。

帰る先がないと出られない少年院

更生保護施設も少年があるが、ハードルがいろいろあり、正犯は駄目とか放火は駄目と、いろいろ条件がある。帰る先がどこもなく、少年院は帰る先が決まらなないと出られない。21歳だったんだけど、もうすぐ満期…少年院って満期ってあるのを初めて聞きました。

面接して「やってみたい」とのことと受け入れが決まったんですが。満期の1週間前に岡山少年院から連絡が来て、「実は大阪へ戻って勉強して大学へ行きたいと言っている」と、「そうですか、わかりました」と、うちへは来ないことになった。

で、岡山少年院を満期で出捐しました。少年院では「大阪の保護観察所で緊急更生保護で、しばらくは見てもら

えると思うから」と言われたけど、2月という時期が悪かったのか、「予算がなく紹介できない」と言われた。

本人は困ってしまって大阪保護観察所から社長のところに連絡があり、「社長の所で、しばらく面倒見てもらえませんか」「そうかそうか、わかったよ」と、緊急更生保護で交通費だけ出してもらって横須賀の寮へ来て、翌日から鳶の仕事を頑張っていました。

第二のスタートは新しい土地で

しかし3か月で退社。早いな、と思っていた。「すみません。3か月しか続きませんでした」と言うと、「奇跡です」と言われた。びっくりされた。やはり第二のスタートを全く新しい土地で、というのは良かったと彼の時に思った。

その後も、いろいろいる。横須賀児童保護所、4か月後ドラッグ常用休職（実家へ）とあります。15, 6歳は本当に24時間監視することはできないので、夜は遊びに行く。その子も横須賀の子で悪友が集まり、寮がたまり場になる。毎晩ドラッグパーティー。

今は脱法になりましたが。次の年から違法になりました。脱法ドラッグ。これが覚せい剤だと強制的に指導できるんだけど、脱法だと無理。騒いで2階から落ちて骨折とか。寮は大変でした。近隣の目もあります。うるさくて追い出されたり。

けど年々緩くなった。なぜかと思っていいたら空き家が多いから。横須賀も。寮なんか緩くなりました。前は入寮者変わるたびに身分証出せ、あーでもない、こーでもないだったけど、ここ4、

5年ですかね、一切言わなくなりました。それは空き家が増えて困っているから。そんなことでいろいろありました。

「施設等受け入れ歴」次のページお願いします。29番。26年6月。受け入れ施設で「セリエ講和聞きました」。

私はサッカー好きで「セリエ」に

2011年東日本大震災がありました。私は横須賀なんですけど、高校だけ岩手県でサッカーが好きで、当社セリエの名付けもそこから（セリエA）。11年前はセリエAが世界一だった。鳶の世界一になるぞ、と。高校3年間、岩手県にサッカー留学で遠野高校へ行きました。下宿して、3年間お世話になりました。

だから、東日本大震災があって、3週目くらいに物資運びをスタート。本震で凄かったが、もう一度でっかいのがきたとき、私は盛岡にいた。これは早く帰らないと、と帰ってきた。帰り道、仙台は大渋滞。コンビニには何も無い。仙台は東北少年院があるな。東北少年院に寄って、何か協力できることないですか、と聞くと「とび職の職業講話して欲しい」と言われ、やりました。

職業講話で目が輝く少年院生

それまで職業講話というのはしたことがなかったが、次の年12年の4月頃でした。東北少年院で職業講話をしました。30、40人の少年が座っています。まず初めに「今まで職人をやったことがある人、やってみたい人は」と聞くと、7、8割の子が職人をしたいと手を挙げた。それじゃあ、と1時間講

和の時間をもらった。

「たぶん今日話を聞き終わったころには、手に職つけて社長になれる気がすると思う」と言った。最初は、にらみつけている子もいたが、私も実は10代のころ悪さばかりして、みんなと同じだと。19歳から鳶。11年継続して、30歳で独立しました。そういう話をして、「ね、みんなでも手に職つけて社長ができる気がしてきたでしょう」と言うと、目を輝かせて「うん、うん」と言う。

これは良いなあ、あちこちでこういう話を広めて、みんなにもチャンスがあるということを伝えたかった。その年から北海道から沖縄まであちこちの少年院で時間をいただいて職業講話をしています。

で、そんな「講話を聞きました」という人が「当欠繰り返し7日後失踪」って、1回も現場へ出ず、寝にただけという例も。彼と一緒に来たんですが、もう1人は8か月続いた。社会に出てからあちこちで悪さを繰り返し、どうにもならない、捕まるかというぎりぎりのところで私へ連絡してきた。悪いところから離れて、私のところへきて、結果としては7日後失踪、その後捕まったらしいですが。18歳、

そうですね、今日のテーマは、社会に出た後どうしているか。私が今まで11年間経験して15、6、7、8歳は、なかなかまだ働いて自立してというのは厳しいかな、と本当に強く感じました。19、20、21歳になると、少年院に2、3回行っていても中身も成長し、更生するチャンスありで1年半続いている子も多摩少年院を出たのが21歳で

今 22 歳。

1年半続く子は「社長になりたい」

その彼は「僕も手に職をつけて鳶の社長になり、少年院から雇い入れをしたい」と言う。彼の育ちを聞くと、本当にかわいそうなんですよね。

小学校の頃にお母さんを事故で亡くして。お父さんはいても、おじいさん、おばあさんに育てられたけど、お父さんもそこを離れてしまい、祖母・祖父に育てられたがうまくいかず、そこを飛び出し、窃盗を繰り返して捕まり、1回目はおじいさん、おばあさんの所へ帰ったけど、うまくいかず2回目は多摩少年院へ。出院時 21 歳。

多摩少年院でも半年間は本当に手がかかる子だったそうです。もうどうでもいいよ、と。ルールも守れない。他の在院者を巻き込むいたずらをしたりする。

日本財団の職親プロジェクト

そのころ職親プロジェクトが始まる。3年前に日本財団さんと中井社長、お好み焼きの千房の社長が発起人になって、「1回罪を償ったら、リセットしてあげよう。刑務所、少年院出院者を積極的に受け入れよう」と大阪8社でスタートしました。その職親プロジェクトの話をします。

当初、大阪の8社でスタートしたのは2月でした。3月に偶然、東洋経済に読みたい記事があり読んでいたら、ページの左端に日本財団の職親プロジェクトについて書かれていた。何だ、私のことか、と思い、11年前にスタートしていたので、電話しました。「こ

れこれで、大阪でスタートした」と聞き、「そうですか、東京でもしましょう」と答えた。

私以外でも全国から問い合わせがあつて、東京で説明会があり、5月くらいでしたか、中井社長も直ぐに来てくれてスタートの話をしたら 30 社くらい来てくれた。東京でどう取り組むかと会議を重ね、北海道、静岡、山梨、東京、神奈川で 12 社くらいでしたかね、東京でもスタートしました。

職親プロジェクトは対象施設が決まっている、刑務所・少年院。なるべく成功プロジェクトを出したい。初めて少年院・刑務所に入った対象者を求めて、ハローワーク経由で少年院・刑務所に求人票を出して、刑務所・少年院で面接する。それが彼とのきっかけ。

悪過ぎた子が変わった

多摩少年院に入って半年、どうしようもないのがセリエの求人を見て手を挙げて来た。第1回目の募集だったので、これは悪過ぎなので取り下げさせた方が…と、そんな問題にもなって面接に至るまで3か月かかった。

普通の面接は30分ほどだけど、職親プロジェクトの面接は1時間とか好きなだけ時間をもらい、どういう道を今までたどってきたのか、いろんな話を聞いて、私の話もして、その場で内定とした。

社会に出る前に住まいと働く場、身元引受けが決まっている、画期的な職親プロジェクトなんですけど。社会に出てから生きて仕事する場所ができたことで、彼は変わったんです。今までふてくされていたのが、急にちゃん

と、まあ、後から入ってくる子を指導したり。

彼は今も頑張っている

彼は今も頑張っています。なぜか、年齢が大きいかな。出会うタイミングもある。だから今、国が居場所と出番ということでやってますが、ただ仕事と住まいが決まったら、うまくいくのか、それだけではなかなかちょっと難しいのではないかな。

職親プロジェクトが始まるまで、継続率が悪いのは鳶がきついからと思っていた。3年前に職親プロジェクトをスタートして、いろいろな職種がある。お好み焼き、理美容、清掃、ITいろいろあるが、3年の結果見ると、継続率が悪い。4割以下。なんだ、鳶がきついからじゃなかったんだ。じゃあ、これは受け入れ態勢自体を変えていかないと駄目なんじゃないか。と、去年の暮れくらいから考えています。

課題解決への新たな仕組み

このまま同じ受け入れ態勢で続けても10年たっても変わらないだろう。職親でも継続率が悪い。では、どうしたら良いんだろう。いろいろ考えて、私がひとりで考えているんですが、中間支援施設・職親プロジェクトで、社会的に自立、企業に、寮に、就職というのではなくて、もうワンクッションが「社会に自立」までにあってもよいのではないかな。

職親プロジェクト中間支援施設というのができています。そこは寮みたいになっていて、学習指導だとか、ただ働かせるだけでなく、その子に応じ

た教育プログラムを考えたり、畑へ行ったり…更生保護施設の小ユニットバージョンです。大阪のやり方とは別で考えていて、名称は「地域のかけ橋 横須賀ステーション」としたのですが、今まで11年間、児童福祉と司法、両方の子たちを受け入れしていた。

自立準備ホームというのは少年院・刑務所から受け入れする、法務省管轄の更生保護施設の小ユニットバージョンです。3人、4人は多いですね。保護観察所の方は会社の寮が5人は入れると言われても、1箇所にも保護観察中が5人もいるのはどうなんだろう。集まるとみんなで悪い事するだろう、ということで3名に。

さらに自立援助ホームというのが、厚労省の児童福祉の対象の子です。そういう家庭的な環境で暮らすというのがある。この2本立てで運営してはどうか。さらに…。

すみません、話が飛びます。ドラッグパーティーという話ありましたが、職業講話が増え、全国へ出張するようになり、私が横須賀を不在にしていると何かある。「社長助けてください」と夜中に電話がかかってくる。「どうしたんだ」と聞くと「大ハンマーで襲われています」と。立て続けに起きた。誰か1人、夜中に見てくれるスタッフが必要、となった。

専門知識を持った大人で見守る

3年前くらいですか、寮母に来てもらい、60代で精神保健福祉士。いろいろやってもらいました。出張中に警察に迎えに行ってもらったり、HP（病院）に連れて行ってもらったことも。

1人では限界があるのでサポート体制を作った。鳶の先輩は専門知識を持っていない。いろんな専門知識を持った、より多くの大人たちで見守る体制で。

さらに、今、就職するというと、少年院・刑務所でも言われていると思う。小学校・中学校・高校でも、継続することの大切さがものすごく強調されて成長している、みんな。大学の新卒が半年で鬱病に、1年で退職する。そうするとなんとなく「おまえ駄目な奴」みたいな空気がある。「大事なものは継続すること、更生すること」と少年院の子は、さんざん言われている。

今までの受け入れだと、鳶、セリエに仕事が決まっている。働いてみたら、「これちょっと、違うよな」と思う。「離職の原因」と、さっきありましたけど、答え言わず取っておいた方がよいですかね？ この講演後にグループワークがありますよね。みなさんの考えも聞いて、私の11年間はどうか、を言った方が？ 言ってよいですかね。

離職の原因 ①理想と現実

11年間やってみて、離職原因には大きく2つあります。1つ目、理想と現実のギャップ。職親プロジェクトでもなるべくなくそうと、内定後に手紙をやり取りしたり、改めて面会に行ったりと工夫するけど、ギャップを完全になくすことは無理です。

「思いと違った」というのは、しょうがない。けれども、「継続、継続」と言われている、社長には世話になっている。家、仕事、思いは違うけど悪

くて言えない。我慢して少し継続しても言えず。黙ってどっかに行ってしまう。今こういう状態です。

離職原因②情報の読み書き能力

それから、2つめの離職原因。少年院や刑務所にいると情報がシャットアウトされている、新聞・テレビは見れますが。少年院は1年、刑務所3,4年。その間、情報がシャットアウトされた状態で、ぽつと社会に出ると、一気に情報が入って来る。スマホって何って。情報の読み書き能力、状況判断能力のなさ。それについてセリエではどうするか。

最初は連絡するために携帯は欲しいですね。私が個人で契約しているガラケーを持たせる、本人に。なるべく継続してもらいたい。アメも用意しないと。いろいろと話をする。だいたいスマホが欲しいと言う。最初の1か月が無遅刻・無欠勤なら、渡す。できる子も、もちろんできない子もいる。

ゲットできた子はどうするか。ずっとやっている。移動中、夜も。何をやっているかということ、SNSを見ている。情報を見ている。職人は日給月給で、セリエでは10代で経験なしなら8,300円。「1か月無遅刻・無欠勤なら9,000円に上げるから頑張れ」と言う。けど、スマホで見て、もっと時給が良いのを見ると、そちらへ行く。

10代で多いのは、「短時間で高収入」と簡単に稼げる仕事に。それは振り込め詐欺の受け子、出し子だったりする。実際にいました。セリエで独自に教育プログラムを考えないと、とは思いますが、私自身がアナログ人間なので難しい。

中間支援施設はそういうことも含めて教育していくよ、という所。

離職の大きい原因の1つが、情報の読み書き能力のなさ。少年院でSNSに特化した教育をしているかを調べてもらった。やはり、「街でばったり先輩・後輩に会ったら、こういう風に対処しましょう」とか、そこにSNSとの付き合い方が少しあるが、情報に特化したものはない。みなさん、何かあったら教えてください。ここを社会に出るまでにやってほしいと思っていますし、社会に出てからセリエでもできたらと思う。

理想と現実のギャップ

もう1点が理想と現実のギャップです。今は就職すると移れない状況だけど、職場体験がある。社会に出るから、これはまだ検討中だけど、3、4種類か、いろいろな職種の企業で体験してみて、実際に本人が働いてみて「これならやれそう」という所に就職なら、もう少し継続率が上がるのではと思う。

ただ、自分で判断したものの、先輩が嫌な奴だった、ということも考えられる。また再チャレンジできるようにして、再チャレンジと職場体験があれば、黙っていなくなるのはなくなるのではと思う。やってみないとわからないというのがあるんですが。

「NPO法人 なんとかなる」

新たな取り組みとしてセリエNPO法人は、この7月に法人を別口で立ち上げました。名称が「なんとかなる」、こけても、こけても、なんとかなる、

と。そのNPO法人を7月にスタートしました。

自立に向けては、シェアハウスです。空き家があちこちあるので、シェアハウスで対象の子たちがお金をなるべくかけず生活できる環境を整え、そこで半年くらい貯金して、たまったら、そこから自立…とできたらいいかなと。

日本財団職親プロジェクトの受け入れ先はどこになっているのか。セリエも独自のネットワークがあって、名古屋の児童福祉関係、就労サポートしているところ、今まで受け入れたのは岩手の児童養護施設です。あと、熊本。あちこちに頼りにして連絡してくれるところがある。横須賀で独自に、「地域の架け橋横須賀ステーション」という児童養護施設の職親プロジェクト。そういう所から受け入れしている。

ゆっくりでいい

交流、ゆるく、ゆっくり生きながら、みんなで44名、1名継続中。他に、辞めてしまったが成長はしている。ただ成長のスピードがすごくゆっくりなんですよね。すごくゆっくりなものを、どうやって長い目で見て付き合うのか。やはり受け入れ側の問題です。

今ある離職率、児童福祉、司法もそうですが、離職率が高いのは、まず、向けられるのは「対象者の我慢が足りない、本人に問題があり」といきがち。でも私は違うと思う。こうやって受け入れ態勢も変えながら、しかもゆっくりと。

今、スマホでもそうですが、すごい

スピードじゃないですか。私もアナログなので、ついていくのが精いっぱい。そういう超スピード社会で、人間の成長まで急かされている。そこを「ゆっくりでいいのでは」という風に接してあげたら、それならもうちょっと続きが増えるのではと思う。

必要な支援は生活の安定

どういうことをするのか。今日のテーマからずれるが…ずれてないか。出所者雇用の取組みで、対象者に必要な支援とは住まい、食事、親代わり、職場体験。食事が今まで悪かった。お金渡すと10代の子は3食お菓子を食べてしまったりする。生活の安定なくして就労継続はありえないなと気付きました。もっと早く気付けば良かった、食事も。

学習・進学、支援・体験等。児童福祉対象の子は多かったが、15、6歳で高校中退して、周りの同級生は学校行っている。「私も行きたい」となる。その子たちに今まで何もできていなかったが、これから先そういう子が出たら、これからは学校へ行くという選択肢も作ってあげたらと思っています。

メンタルケアもNPO法人です。スタッフ14名で社会福祉士、精神福祉士、寮母、食事を作るスタッフ、いろいろいます。14名。お金がかかる。

クラウドファンディングというのが凄いですね。今日の資料にチラシを入れました。早速セリエでもクラウドファンディングをスタートしました。寄付をインターネット上で募って、インターネット処理できて、寄付集めが

できるというのがあって。第1回目をスタートしています。

PC講座で顔に自信が

何を目的にやっているか。進学支援の一環で7月からPC講座をスタートしました。マイクロソフトさんより無償で提供を受けて、無料でExcelなんかを2日で基礎をマスター。今はWordをやっている。

すると顔に自信が出る。これは良いなと思う。より多くの対象者に提供したいPC購入費用の15万円を募っている。9月中旬までみなさんもぜひご協力いただければ…500円からできます。もし可能なら、よろしく願います。クラウドファンディングを利用して自立資金も集められたら良いかなと。

自立準備・援助ホーム

先ほどお話しした自立準備ホーム、司法、法務省、留置所、児童福祉対象、援助ホーム、横須賀市と。援助ホームについては横須賀市と連絡調整しながら、横須賀市もお金ある市ではないんですが。早ければ来年度に予算付け、29年9月くらいにはスタートできるかな、という状況です。

自立援助ホームは、東京都で運営されている所は年間運営費が3千万円ほどかかる。2,5人の泊まり込みスタッフが必要で、食費もかかるし、お金がかなりかかる。横須賀市は時給1,500円の常勤スタッフ2名が365日。かなり安くしている。市長が社会的擁護にもものすごく関心がある吉田雄人さん。

うまくいかなかったら、クラウドファンディングを利用か、鳶で頑張るか。今まで通りのことなので、なんとかかなるかな、NPO法人の名前と同じです。

次に進みます。住まいはセリエ中間支援施設やシェアハウスか、県内各施設で。児童福祉団体さん、更生施設、教育プログラムを受けに来てもらえたら職場体験で、東京・神奈川の参加企業が少ないので、この春から増やしている。15、6社見込めるかな。

内閣府のマッチングサイト

内閣府で、ものすごく良いマッチングサイトを作っている。ただ、あまり知られていない。時間があるとき見てもらえればと思う。調べて登録してもらえるといい。全国で本当に困っている、シングルで仕事ない、小学生の子供がご飯食べられない、とか、クリックして地域を検索すると、こうしたら良いと出てくる。ぜひ見てください。

セリエのスタッフによる、ハローワークへ行ったり、就職活動で親代わりし、大人たちが少しずつかわる。少しずつというのがスタッフ側も大人で、いろいろな性格あり、対象の子もいろいろいる。合う、合わないというのがある。あの人がいるなら帰らないとなる。なるべく多くのスタッフがいるほうが、1人2人合うスタッフができる。

暖かい食事作りで、共に食卓を

暖かい食事作りで、共に食卓を囲む。成人も少年もそうですが、家庭環境に恵まれていない子が多い。やはり、家族でまとまって食事した記憶がない

子が多い。より家庭的な環境を作ってあげたい。フードバンク、今、全国あちこちで開かれています。子供食堂、そういうところと連携して、セリエがそうなくてもよい。フードバンクから食材の提供を受けています。

作物栽培、収穫体験

作物栽培、収穫体験も。この7月から、横須賀ではないんですが、車で30分ほどの所にレンタル農園を借りています。畑を耕し、私も農作業は初めてです。対象者と毎週日曜日に行って草むしりをします。7種類くらい栽培。

何というか私も初めてで良いなと思ったのは、鳶も体を使うし四季も感じるし良いけど、草むしり、虫、農業も自然を感じる。あと、週1回でも行けば作物の成長がわかる。成長が早い。人は成長がわからない。畑では毎週成長している。これ良いな、すごく成長している。対象の子も毎週楽しみになる。自分のやったことが目に見える。10年以内にスタッフや寮の食事が自給自足できたらよいな。

学習支援

次は、学習支援ですが、先ほど話していたPC講座や、情報の読み書き、生活マナースキルトレーニング。まず、ゴミの分別から入ります。

クラウドファンディング。横須賀の近くに面白いところが、森林保全活動、ボランティアで週1回やれたらな。

まだやってないんですが。これも動物介在ケア、話が長くなるので、後で時間があれば。

出前事業で私、少年院やいろいろな

所へ行って話を聞いている。けいせい、毎月出ている。毎月よく読んでいる。プログラムに良いものがいっぱいある。でも、少年院のうちは受けられるが、出たらプツッと切れる。社会に出ても協力雇用主や職親などで、できたらよいと思う。

鑑別所が4年前から積極的に社会に対してどういうことをしているか、

というのをいろいろやっている。

自立後も継続的支援が大切

メンタル、生活資金、自立にむけて。自立後も継続的に行うのが大切だと思っています。

以上、今までの取組みと、これからの話をしました。

■大阪ボランティア協会“裁判員ACT”2016年度 連続セミナー
〔第3回:2016年10月23日〕

彼はどう裁かれたのか

～裁判員裁判から見えてくる社会的孤立～

池田 直樹

弁護士の池田です。よろしくお願ひします。弁護士になって30年余りですが、そのほとんどが高齢者、障害者の権利擁護、例えば虐待とかです。そういう個別に支援していく、それが弁護士のスタンスだろうと思います。

高齢者の方については虐待防止学会の理事長をしています。虐待防止のために全国でどのような取り組みをしているのか。学者の報告と、現場で高齢者介護に当たっている方の工夫と伺いますか、を聞いています。

2年前に北京で高齢者虐待についての国際シンポジウムがありまして行ってきました。中国の発想は、虐待をした人をいかに処罰するかという切り口でした。もちろん日本でも刑事、犯罪構成要件には該当するけど、あえ

て処罰しないケースもあります。

高齢者の介護家族が孤立して

今日報告するのは殺人罪で起訴され有罪だけど執行猶予判決の事例です。今回は介護殺人の事例ですが、虐待の場合は傷害とかのケースもあります。そういう形で起訴はできるけど、虐待防止は虐待者を処罰するのが目的ではなく、虐待行為に出た介護者も同じ家族なのに、孤立していたのであれば、その孤立状況を解消しなければならない。処罰してもなんにもならない。

虐待防止法で措置分離となれば、高齢者はしばらく施設での生活になるけど、高齢者にとっては自分の家で過ごすのが一番。お年寄りとは分離して、

救出と称して老人ホームに入ってもらって、加害者が自宅にそのままいるというのは、どう考えても望ましい本来のあり方ではありません。

家族の介護力回復で虐待防止

考え方としては、もう一度高齢者が家に帰れるように、家族の再統合。そういう形で、加害者（虐待した家族）も本来の介護力を回復してもらおうというのが最終的な着地点。そういう虐待防止の取り組みをすべきでしょう。

今日、メインでお話しするのは、家庭内の高齢者が介護殺人という被害に遭う事実をどのように受け止め、分析し、改善するかです。

例えば、障害のある人が加害者になってしまうケースも、もちろんあります。刑事弁護として何件か関わってきているので、少しお話しします。

典型的な累犯。同じ犯行態様を4、5回と繰り返す知的障害の方がおられます。2回目くらいからは同じ弁護士を指名される。警察から電話がかかってきて、「彼がまた事件を起こしたのでお願いします」と。面会に行くと、最初は涙を流すのですが、「先生、そのネクタイ似合っていますね」、とか場違いな冗談を言う。

障害のある人が犯罪を繰り返す

障害のある人が犯罪を繰り返しても、ある程度軽い罪の場合は警察でお叱り程度。2回、3回と捕まる。3年以内にまた見つかったら、起訴される。直ぐに見つかるようなところに昼間に忍び込んだだけで窃盗未遂の場合でも起訴されても、実刑になる。彼が社会生活をスムーズに送っていき

支援の方法があっただろうに、そういう中で彼がまた事件を起こしてしまう。

弁護士としては事件限りの関わりだけど、彼を支援する側は、それなりに工夫はするけど、「またやったか」と、あきらめはしない、見捨てはしないけど、いい対策が見つからない。その辺が、事件を起こした障害のある人をどう支えるか、大きな現実的な課題です。

昔なら、そういう事件を起こした障害のある人は施設に入れとけばよいとされてきました。彼には社会生活は無理だし、彼がいると社会が迷惑する、要するに隔離ということで解決してきました。障害がある、事件を繰り返すからといって、刑務所という隔離は仕方ないとしても、刑務所から出てきたのに地元から遠く離れた施設へ隔離するのは本来の解決にはなりません。

障害のある人の生活の場としては、昔は施設が多かったですが、今は「施設から地域へ」というのが国際的な流れです。事件を起こした人も、地域へ帰ってくる。障害があり、事件を起こした人も帰ってくる。なので、刑務所でつぐないをすれば、地域へ帰ってきてよいはずです。

だったら、彼が帰ってくることを前提に、むしろ地域がどう工夫するのが問われることになります。地域があらかじめ居場所を決めて「そこで生活せよ」と言っても、障害のある人は生きづらい。それが、また彼を孤立させて事件につながりかねない。その辺を支援者たちは感じるころだと思います。

障害者の地域生活を見守る支援

障害のある被疑者、被告人に対して弁護士も「事件限りの関わり」ということでは済まなくなる。一度関わった障害のある被疑者が、その後、ちゃんと生活できているか。お金に困って生活が不安定になると、事件につながることもある。

例えば、生活状況を見守るといふか、支援者から情報をもらったりして、「たまには飯でも食いにいこうか」と声を掛け、食事をしながら、生活ぶりを話してもらい、悩みがあったら聞く。そういうのも継続的な支援の一つかと思えます。

障害がある人が刑事事件を起こす場合は軽微な事件のことが多く、裁判員裁判対象事件は多くないかもしれません。私が以前担当したのは、知的障害のある人が歩道橋から子供を投げ落としたケース。その彼が刑務所から出てきて、また事件を起こしました。やがて論告求刑、弁論が行われて判決が出ます。

問題は、彼はやはり地域で住みたいというけど、そう何度も大きな事件を起こした彼を受け入れる事業所は限られます。自治体のほうも「彼は地域では無理だから、どこか施設へ入ってもらったらどうか」という声をあからさまに言う担当者もいます。

事業所自体はもう一度彼を受け入れると言ってくれて、先日の法廷でもそういう証言してくれました。ただ、裁判所が「あなたの所にもう一度行ったら、再犯は防止できるのか」、といわれてもそこまでは保証できない。けれども何とか工夫して地域の中で事

件をおこさないように、見守り、支援は続けていくしかないです。

なので、こういう障害がある人の居場所づくりや、執行猶予中の居場所づくりを視野に入れた取り組みが必要で、そのような障害者に弁護士が関わっていくことも必要だと思います。

以上は今日のメインのテーマから外れるのでこの程度にします。

京都事件—介護者が承諾殺人

さて、今日ご紹介するのは、認知症のお母さんを介護してきた息子が切羽詰まり、お母さんを殺し自分も自殺しようとした話です。福祉から拒否され、地域から拒否された承諾殺人。

YouTube でこの件を扱った動画がありましたので、先にこれを見ます。たまたま、今日の講演の準備をしているときに、ネット検索するとアップされており、短く編集されていて会場で流してもいいかなと思いました。当時、週刊誌でこの裁判の様子が報道されており、資料として、いろんな講演の場で使っていました。

殺されたお母さんも「自殺するしかない」と、了解されていました。その上で息子は首を絞めて殺しています。

ここで問題は、「母を殺した息子を裁く正当性がどこにあるのか」ということです。法的正義と社会的正義があります。刑法に「人を殺してはならない」という法規範があり、彼がそれに違反したのは間違いありません。

いくら被害者が承諾しても人を殺すことは犯罪です。そして息子は、ちゃんと責任能力もあり、無罪にする理由はどこにもない。だから、処罰する

という筋は通っています。

社会は彼を処罰する資格があるか

「社会的正義」という言葉自体は、こなれていませんが、社会の側に彼を処罰するだけの正当性があるのか。社会として彼を処罰する資格はあるのか。

そういう意味でとらえると、彼は先ほどの説明にもありましたが、献身的に介護負担を受け入れ最後まで頑張っていて、孤立した中で「これ以上もう無理だ」ということで自殺するとき母を道連れにしました。その彼に対して社会側が「あんたが悪い」と彼を責められるのか。

彼が一人で背負って苦しむ過程で、いろいろな人が関わっているけど、結局何もせずに彼を追い詰めた社会の側は、彼に対して「正義はない」と言えないのではないのか。

そして、そこまで追い詰められかかっている人は、他にも、身近にいるのではないのか。だとしたら、今その人たちのために何かする必要があるのではないのか。それが社会とかコミュニティの役割だと思います。

他の選択肢はなかったのか

2つ目、社会の側は彼に対して無理心中（介護殺人）以外の選択肢を用意できなかったのか。

3つ目は、コミュニティの未成熟。未成熟という言い方が適切かどうかわかりませんが、昔の農業・漁業に存在したコミュニティが崩壊し、その後の再生がなされていません。

農業も漁業も一致協力しないと生産活動ができません。例えば船団を組

んで魚を捕りに行くためには、経験豊かな高齢者を中心に魚群を探す。船団構成員間の信頼関係、統率力など持ったコミュニティが存在しました。農業でも繁忙期には村が総出で収穫しました。

ところが、科学技術が発達して近代工業化進んでいく中で、生産手段が農業や漁業ではなく、住宅地から離れた町の工場へ通うようになりました。

工業化でコミュニティが崩壊

そうすると、親の住んでいる所は過疎というか、生産とは関係のない所になってしまい、子供たちは職場に近い都市に住み、元農村だった所に親が取り残される。そういう形になると、コミュニティの人間関係が崩壊してしまう。

もちろん、子が住んでいる都会の生活の中にもコミュニティもあります。しかし、マンションでは隣は何をする人か関心はないし、他人のプライバシーに干渉しない方が良いのではないのか。また、「町内会」は自由参加なので入らない人もいます。このようにコミュニティが崩壊したことで、支えを失い追い詰められた人のためには、コミュニティを再生する必要があります。

このように見てくると、今の都市社会のコミュニティがあまりにも未成熟で成熟途上にあり、そう指摘している若い人もいます。

高齢者の孤独死

例えば阪神淡路大震災のときも、お年寄りの孤独死がかなり報道されました。避難所から復興住宅に優先的に

入居できても、元の町内の同世代とはバラバラになって、「あなたはここ」とあてがわれて高齢者が一人住んでいて、どういう人のつながりかわからないまま放置され、そして亡くなったことも知られないまま、「電気が止まっているから」と部屋をのぞいたら死んでいた。そういう中で1,000人を超える高齢者が孤独死されました。

その後の大規模災害では、町内のお年寄りをバラバラにすることなく固まって居住できるように配慮されるようになりました。お年寄りにとっては、人間関係を新たに作るエネルギーはなく、顔なじみの安心感が不可欠です。「お年寄りだけに特別扱いできない」という、行政的な形式論のため、多くのお年寄りが孤独死したことになります。

もちろん、災害の後であっても、コミュニティがしっかりしたものなら、もう一度、地域を活性化し、地域のみんなで助け合う、お年寄りも安心できたのではないか。その辺を意識して、ボランティアが一人暮らしのお年寄りの見廻りを行い、特に新聞がポストにたくさん溜まっていたら、朝起きて新聞を取る生活ができていないから健康に問題があるのではないか、とか。また、携帯で安否確認の電話をしているボランティアをしている人もいます。

社会が孤立を見て見ぬふり

今日取り上げた京都の事件のときに、そういう今の時代に合うようなコミュニティがあれば、彼は自殺まで行かなくても別の選択肢を見つけられたのではないか。これは社会の側が彼を孤立化させている、孤立を見て見ぬ

ふりしている。その辺の問題意識を踏まえてもらえたらと思います。

最後にお話ししますが、裁判員というのが、この集まりの切り口なので、こういう事件を起こした人を裁く立場に立つ人が、(介護殺人の)被告人の行動をどこまで理解するか。そこが大きな役割だと思います。

そのときに表面的な犯罪事実そのものにとらわれず、もちろん、それは最低限は必要ですが、「それに至る経過の中で、その被告人の責任」を判断して欲しい。できれば、その事件を通じ再発防止のため何をすべきか、一緒に考えてもらえたらと思います。

そういう流れでお話しをします。

京都事件の概要

資料の2枚目。もう一度、京都事件の概要を確認します。

介護者は息子 54 歳。高卒後、職人の道を目指したが、かなわず警備員になり、リストラされ派遣社員に。独身、生真面目、母の介護で眠れない日が続くが朝から夕方まで働く。父は 80 歳で他界。母は 86 歳、認知症で徘徊を繰り返す。お母さんのトイレ、入浴介助。徘徊され当時勤めていた会社は、やむなく退職した。

生活保護の相談をしたが、「あなたは働ける」と言われた。今もそうでしょうけど、生活保護の申請に行っても相談扱いで終り、申請受理にはなかなかしてくれない。できれば相談だけで諦めてもらう。これを「水際作戦」というらしい。受理すると判断しないといけなくなるから、受理せずに相談だけにして「また来てください」と追いつ返す。

「自助努力せず、安易に生活保護に頼らないで欲しい」というのは、行政担当の立場だと思う。生活保護受給に対して、弁護士会に相談があれば弁護士が「窓口で受理させるよう争う」と、プレッシャーをかけることができたかな、と思います。

彼は、失業保険の手当をもらって職安に通って仕事探しをしています。しかし、「母をデイケアで預かってもらうとして、その時間だけ働きたい。」「自宅では母がひとりになってしまうので、母の介護という時間の枠の中で働きたい」、しかし、そういう勤務条件を受け入れる職場はない。失業保険が切れて生活費も底をつくようになります。

生活保護も無理、失業手当も切れ

生活保護は、セーフティーネットと言われていますが、ネットは「網」ですから隙間から漏れてしまう。そもそも制度というのは一定の要件を満たした人に給付するだけ。

法律ですから、要件に当てはまる人には支給するが、当てはまらない人は何もできない。ある意味では恣意的な適用（裁量）を許さない。窓口担当者の裁量を緩くすると、制度自体に予算の制限もあるし、その判断に際しては、ある程度客観的な要件も仕方ない。

制度というものは必要だけでも、制度から漏れてくる人は、保護課としては対応のしようがない。気持ちはあるとしても。

そして、その次の受け皿を行政は用意していない。それ以上は自己責任となる。行政がダメなら自分で解決してください。そういうのが日本の枠組み

ということになります。

制度からもれたら自己責任に

私はそういうときこそ、その人の生活を支えるのは、コミュニティではないか、と思います。コミュニティがあれば、当座の生活を支える、相談することができるのではないか。

失業保険もある程度の期間までは支給あるけど、仕事を見つけなさい、見つからなければ打ち切ります、となります。保険なので、いつまでも支給できない。保険を維持している側の理屈もあります。

さて、高齢者虐待について、虐待者は男性介護者が多い。男性介護者は情報交換とか、愚痴をこぼすのが下手です。「男性介護者の会」こういう会があるのをご存知かもしれませんが、男性介護者は家に籠って家族の介護に没頭してしまう、そういう男性介護者が多いという数字があります。

女性は井戸端会議というか、いろんな形で介護者同士の交流があるのかもしれない。たまには愚痴をこぼす集まりがあるので、そういう場に参加するよう男性介護者を誘うことも必要です。

介護と仕事の折合いをつける支援を

介護労働と仕事との折合いをつけるような職場が必要です。フルタイムの仕事とは別に、デイケアの間だけ、お母さんを見てもらっている間だけパートで働けるような就労形態を社会でつくる、そこで折合いをつける必要があります。

介護離職が社会で問題になっています。親の介護をしなければならぬ

ので会社を辞める。100 から 0 になるのはおかしな話で、働けるのだから働ける時間はその限度で就労する形態を用意すれば介護と就労を両立できるはずで、その工夫が必要で、これは彼個人に言っても無理で、社会がそういう枠組みをつくる必要があります。

彼が辞めなくても、働きながらお母さんの介護となると、お母さんの都合を優先するので、お母さんの調子が悪いとなる度に会社を休む。会社もフルタイムを期待しており、しょっちゅう休むと会社にとってはマイナスなので「辞めてほしい」となる。会社と、介護している従業員との折り合いがつかず「やめてくれ」と言われる。そこを折り合いと付けるための支援が必要といえます。

さて、京都事件の経過に戻ります。先ほどのように、デイケアの費用が払えなくなりデイケアを断らざるを得なくなります。サラ金に手を出さず、親族からの借金には頼らという、彼の潔癖性というか、普通はギリギリのところでも頼ったりするものですが、まあ、頼ってもどうにもならないと思ったので、できなかったのかもしれませんが。

例えばコミュニティとか、ギリギリのところでお金について、昔なら「頼母子講」など、ギリギリのところを支えるシステムがあった時代もあるでしょう。しかし頼るところは他には無かった。そして家賃を払うだけの収入もなく、犯行に至ったこととなります。

ここで注記しましたがけれども、働ける息子と介護を要するお年寄りが同居している世帯では、制度上、生活保護は難しい。生活保護は最終手段なので、同居の家族が働ける限りは、息子

の収入で親を支えるべき。私的扶助が前提で、公的扶助（生活保護）は、私的（家族）扶助ができないときには最終手段です。

子が親の扶養無理なら世帯分離

本件で、彼は働けるので、彼に働いてもらう。仕事がないのは一般の失業と一緒に。彼が働ける以上、生活保護は支給できない。

これは世帯分離で解決できる。母の一人世帯で、彼は別世帯とすれば、彼に扶養するよう連絡がくるけど、「扶養する余裕は無い」と言えば、それ以上行政は「扶養しなさい」という扶養命令はできない。結局、母に所得が無いなら生活保護が出る。それを行政が言わなかったのかもしれませんが。

彼としては母を扶養しないと決まっていたのかと思います。気持ちは大変かもしれないけど、ギリギリのところ「世帯を分離する」「母を一人世帯にする」と言えば、少し方向が変わったのかもしれませんが。

成年後見制度

「でも、母は認知症なので一人暮らしができない」この場合、要介護度の査定からヘルパーサービスの時間数などを計算して、資金が回るようなら成年後見制度を使えばいい。日常生活に必要な資金も成年後見が機能すれば一人暮らしできます。

母の介護の費用は生活保護なら「介護扶助」の支給があります。特別養護老人ホームに入っても利用料は全額「生活扶助」から出ます。別に彼が負担する必要はありません。

頼る親族がいなくても、地域のNP

○などコミュニティがあれば、そこが最期の拠り所になります。セーフティネットの網から漏れても、地域が受け皿になる体制があれば良いと思います。

サラ金からの借金については、我々弁護士の感覚から言えば、何百万かたまった時点で一度だけなら自己破産で立ち直す方法があります。破産してしまうと制度的に10年は再度の破産はできません。

何とかして返すつもりでも返せないままになって、雪だるま式に返済未了額が増えるというのはよくある話です。

自己破産

自己破産の前に、できれば少し収入を確保し、長期分割で返す返済計画を立てて「債務整理」で切り抜ける。切り札は最後まで残しておいたほうがよいという弁護士のアドバイスが考えられます。

さて、再度事案の概要に戻ります。先ほど出ましたように、彼は自殺を決意しました。母との思い出作りをして、母を殺し、彼も後追い自殺を実行しましたが、途中で意識を失い、自殺できず、助けられました。彼の刑事裁判では、126人分の嘆願書が地域の人によって集められました。判決は「懲役2年6月と執行猶予3年」。

彼は判決後、地域に戻り仕事についたが8年後に自殺されました。

親を殺して生きる苦痛で自殺

もう1件の名古屋事件も同じですが、親を殺しておいて死にきれなかったから、生きながらえるということ自

体が苦痛で、罪の意識を持ちながら、8年後に自殺されました。彼をそこまで追い詰めた、そこまで社会の側にかかわりが出てこない。彼が一人で苦しみドンドン手詰まりになり追い詰められる。

この判決ですが、執行猶予3年は軽い方ですね。執行猶予が認められるのは言い渡し刑が、懲役3年が上限です。執行猶予期間も5年が限度で、本件では、それより少し低い判決、量刑になっています。裁判官も彼の行動をみて、承諾殺人で無理心中ではないことから、少し刑が軽くなった理由かも知れません。

京都事件の補充ですが、「母が病気で、もう治らない」と胸に落ちるまで家族で何とかしたい、と周りには頼らない。

「家族の自己責任。世間は冷たい」

日本では家族の自己責任で、他人を当てにしない。そういう規範といえますか、周りを頼らないとなってしまう気もします。「いざとなったら世間は冷たい」と言われています。そういわれるくらいなら、自分でどうにかしないといけないというのが背景にあったのかもしれませんが。

そう追い込まれている介護家族は、施設へ入れるよう説得しても、世帯分離するよう説得しようとしても、「家族でどうにかしよう」と決めてしまっている。その家族をどうにかしたいと思っても、介護者が心を動かすことは難しいのかもしれませんが。

一つ

の厳しい言い方とすると、彼は母のことを思っているというけど、母が生

きていくための手段は他にあるのに、それを使わないというのは考え直したほうがよいと思われます。

世帯分離して生活保護を受け介護サービスを受ければ、お母さんは十分な介護を受けられる。そこまで説明しても、それでも自分が看たいとなる。それは、母にとってはベストではない。あなたの気持ちはわかるが、母にベストな体制を合わせるべき、と説得するべきでしょう。時間がかかっても彼に納得してもらわなければならない。

人間は心労に耐えられない

人間は身体の疲れは耐えられるが、心労には耐えられない。仕事を辞め、介護に専念したが、無理心中に近い囁託（承諾）殺人を選んだ。心労が大きかったのでしょう。その負担の解消というか、理解してくれる仲間があれば、ここまで追い詰められることはなかったんじゃないかと思います。

高齢者は住み慣れた自宅がいい、施設を嫌がる。他の介護殺人の事例では、住み慣れた所、震災の時は壊れてしまったので戻りようがありませんが、実際に家があるのに虐待されて施設で保護される。

お年寄りとしては施設に行きたがらない。自分の部屋の雰囲気、壁のシミから天井の様子から全部頭に入っている。突然、全然知らないホテルのような施設に入っても落ち着かない。若い人とは違う気持ちを尊重する必要があります。

本件で、事件の背景としては、介護離職した際に生活保護の相談に行っただけで断られています。確かに、54歳で健康ということならば「まだ働ける」と

いう回答もありうる。問題は、介護離職という中で就職先があるか。このケースは10年前のケースですが、現在でも大きくは変わっていません。生活保護の受給が認められれば介護扶助の給付も受けられた。

名古屋無理心中事件

次に名古屋無理心中事件です。

夫（68歳）が30年連れ添った認知症の妻（74歳、認知症）を殺害した。認知症の妻を一人で介護するも回復の見込みがなく、殺害して自身も自殺しようとしたが死にきれず警察に出頭した。判決は執行猶予が付いた。ところが、判決後に自宅5階から飛び降りて自殺しました。

このケースは新聞で、たまたま見たときにファイルした。「本人にとっては実刑より執行猶予」と考えますが、本人には何の支えにもならなかった。執行猶予で裁判所から自宅に戻ると、自分の部屋に妻のベッドがあるが、妻はもういない。妻を殺したのは自分。そうすると、妻を殺しておいて自分はどの部屋に住めるか。それを考える毎日で、4日後に亡くなったとのことだが、耐えられない状況だったのだろう。このケースは詳しいことはフォローできていません。

一つ思うのは、認知症で回復のないことに絶望したということだと思います。認知症に対して今は少し薬が出てきているようですが、この当時は「認知症とは不可逆的に進行していくもの」と思われていました。治らないというのは、認知症という診断を受けた時点で医者は説明しておくべきでした。

認知症を受け入れられないので、元

気な時の妻を知っているため、妻の話が急に変な方向に向かって、コミュニケーションをとれなくなる。でも、妻は妻だと思っていたが、きちんと認知症についての説明を受けていなかったためか絶望して、認識の落差があり、発作的に（きちんと考えずに）行動に出てしまった気がします。

結局、夫が妻の介護について相談相手があれば、その人を通じてもう少し情報が入っていれば、他の選択肢もあったかもしれません。

自閉症の子を父が殺人で減刑

次にもう一つ、『『減刑バンザイ』に異議あり』というシンポジウムの記録。

自閉症の14歳の子をお父さんが殺したことに対して「お父さんは大変な子どもさんを10年間も育ててきて、介護疲れだった」と、何と2万人の嘆願書が集まって、減刑されて執行猶予が付いて出てきた。

これを、障害者の支援団体が「このまま、この判決を受け入れてよいのか」と集会を開きました。別に、お父さんを重く罰せよということではありませんが、軽くなればそれで終わりではないでしょう、と。なぜお父さんは息子を殺さなければならなかったのか、そのあたりを分析対策することなく、「軽い刑罰でよかった」で済ますわけにはいかない。

それと、今日お配りした本多勝一さんの資料は、『母よ！殺すな』という本の序文です。これによれば、本多勝一の妹には障害があり、母は妹を連れて飛び降り自殺をしようとした。けれども、母は思い直して家に帰って来た。結局、子供を道連れにはできなかった

という経過が紹介されています。それを本多氏が母から後で教えてもらって知った。

「母よ！殺すな」

この本自体は「母よ！殺すな」と、脳性麻痺の子どもを育てる親のしんどさ、今の人の親の子どもが同じ意味で、これは古い話で1975年の本ですが、「お母さんからすれば大変な子どもで介護負担はあるが、でも殺さないでくれ。私には私の人生があるから、一人では生きられないけど、支えてくれる社会のシステムができれば生きていける」。そういう意味で、「青い芝」という全国で当事者運動をしている代表の人、横塚晃一氏が書いた本です。

これが、その後の障害者の自立運動に大きな影響を与えました。当時、脳性麻痺というのは重度の身体障害で、今以上に社会の支援システムが不十分だったため、家族が引き受けるしかないので家族の負担は大変なものだった。無理心中した母が何人かいた。それに対して、彼が本を書いた序文に本多氏が、自分も同じ経験をしたと書いています。

「減刑バンザイ」に異議あり

『『減刑バンザイ』に異議あり』という、これは奈良の本ですが、ここに弁護士も参加して障害者団体とシンポジウムをしています。判決はお父さんの行動に理解を示して「懲役3年、執行猶予5年」。求刑は6年だったけれども半分になり、かつ5年という最大の執行猶予。とにかく実刑は忍びないという判決です。

現実的に、殺す以外に選択肢はある

のではないか。ともに生きるという、障害のある人も社会の側も生きていくための負担を家族だけに押し込むのではなく、社会がフォローしていく取り組みが必要ではないか、と訴えたシンポジウムでした。

その嘆願書が2万人集まったけど、2万人がこの脳性麻痺の人の介護支援を地域として担っていたのか。署名に参加しただけで日常支援はしていない。その2万人がその過程を、あるいは脳性麻痺の人を支える取り組みをし、日常的な取り組みをしていれば、この父も息子を殺すことはなかった。

地域で家族を支える

『介護殺人』というタイトルの湯原悦子さんの本があります。これを見ると、地域ネットワーク、コミュニティなど「地域で家族を支える」というのがある、という紹介が載っています。諏訪、長野にシルバーネットというのがあり、地元で介護殺人が報道されて、地域の行政が介護専門家とともに立ち上げ、4か月後には家庭訪問を開始した。

つまり、個々の孤立した家庭を探してフォローする。介護殺人に発展しかねない家庭をフォローして、「殺人までいかななくても社会が協力します」という他の選択肢を提供しよう、ということです。

長野では、さらに条例改正をしています。福祉の立場から孤立した家族のデータを「見せてくれ」と言っても、個人情報保護のため見せてくれない。しかし、個人情報保護の必要はあるけど、介護殺人防止という目的を優先させて、行政の個人情報を閲覧できるよ

うに条例を改正した。お年寄りの単身世帯を把握して、4か月後には家庭訪問して、ギリギリ追い詰められかかっている人を見つけて対応した。

さらに、介護保険料を滞納した場合、保険ですから滞納したら介護サービスをストップせざるをえません。しかし、その前に行政は滞納状況を分かっていますから、単に「滞納だから払え」と督促して、というだけではなく足を運んで、何とかサービスが再開できるように配慮しています。

児童虐待で家庭の維持に介入

もう一つは児童虐待のケースです。愛知県の子どもの虐待防止ネットワーク、NPO法人です。弁護士も参加して家庭の維持に介入する。

最後ですが、一つのつながり。本人はお年寄りで加害者（介護者）は他の家族。行政、地域、コミュニティ、施設、NPOがいるはずですが、本人と加害者だけで、他は家族もNPOも全ていない。本人と加害者の介護者だけで支え切れなくなって殺人になった。いろいろなパイプが繋がれば防げるのではと思う。

「介護殺人」司法福祉の視点から

最後に、裁判員の方に向けて紹介します。先ほど紹介しました『介護殺人』を書いた湯原さんの最近の論文『介護殺人事件から見出せる介護者支援の必要性』があります。湯原さんの本の中で、「検察官の視点」と「弁護人の視点」と「裁判官の視点」が、短い言葉で整理されています。

（検察官の視点）

検察官の視点からは、生命が奪われ

結果は重大。殺害行為は短絡的、自己中心的。無抵抗の被害者を絞殺し、犯行態様は残忍。被害者に何らの落ち度はない。介護疲れを過大視して、生命を軽視するな。介護者の一方的な思い込みで行動に出ている。懲役 5、6 年と求刑した。

(弁護人の視点)

弁護人の視点としては、事件に至る経緯として献身的に介護した。責任感が強く、介護職員も評価していた。ストレスや極度の疲労から胃痛・吐血があり、追い詰められていた。被害者とともに酒を飲み、思い悩んだ末の犯行である。過去にも自殺未遂があり、心中は真意である。偽装ではないということですね。逮捕後の反省、悔悟がある。弁護人の視点で書かれている。

(裁判官の視点)

裁判官の視点として、このケースは、被害者の状況を被告人に説明しています。「こうすれば安定化する」と言っているのに、被告人は医師の指導に従わなかった。適切な介護をしていなかった可能性がある。独善的で、被害者を抱え込んだ。家族も別の方法を考えていたが短絡的に決行した。命を奪った結果は重大。他の家族から被害者を奪い、深く傷つけているから懲役 3

年。

「執行猶予 5 年」。被告人に有利な点としては、献身的介護をしたこと。肉体的・精神的に疲労困憊し、心神耗弱状態にあったこと。深く反省し、被害者の冥福も祈っていること。親族も宥恕（ゆうじょ）。社会復帰後の支援の申し出があった。寛大な処分を求める嘆願書があり、前科・前歴もないこと、など。

裁判員は市民として被告の理解を

最後ですが、裁判員は地域の市民です。法廷では、介護殺人の被告人に語りかけて欲しい、質問は裁判員もできるはず。最後の「説諭」というのは裁判官しかできません。事案をみて、犯罪行為の非難とともに被告人の行動を理解する。社会の側も十分に対応できていなかった。その点は社会（裁く側）も考えないと。そんな形で被告人に語り掛けて欲しい。

判決が終わった後、被告人が直ぐに自殺するようなことはしてほしくない。罪の重さを受け止めつつも、社会で相談というか社会で受け止めるようにするので、自殺はやめてほしい。そんな形で介護殺人の件を整理しました。以上です。

“裁判員ACT”2016年度 連続セミナー 講演録

裁判員裁判から見えてくる社会的孤立とその課題

編集：社会福祉法人 大阪ボランティア協会
「“裁判員ACT”裁判への市民参加を進める会」

発行：社会福祉法人 大阪ボランティア協会

2017年 2月11日発行

頒価：300円

